

教 生 学 第 1 9 号
令和 5 年（2023年） 4 月 6 日

各 教 育 局 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様
（各市町村立小学校長及び義務教育学校長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

通学路における交通安全の確保の徹底について（通知）

令和 5 年（2023年） 2 月 9 日付け教生学第1174号当職通知により「通学路における合同点検」に関する令和 4 年12月末現在の実施状況を報告いただいたところですが、この度、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から別添写しのとおり、通学路の交通安全の確保に向けた取組状況を取りまとめた旨、事務連絡があったので通知します。

本道（札幌市を除く）における令和 4 年12月末現在の状況は、学校・教育委員会による対策実施担当箇所1,544箇所のうち、対策済みは1,537箇所、未対策は 7 箇所であり、令和 4 年12月末現在の未対策 7 箇所のうち、令和 4 年度中に対策済みは 2 箇所、交通安全教育など一部対策済みは 5 箇所となっています。

つきましては、今後実施する予定の対策については、引き続き可能な箇所から速やかに実施していただくようお願いいたします。

なお、各市町村で策定している通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携した定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実の取組を継続して推進していただいておりますが、引き続き地域住民等の協力を得るためにも、推進体制の構成や基本的方針（通学路交通安全プログラム）の内容、合同点検によって抽出した対策必要箇所（対策箇所図及び対策一覧表）等について、ホームページ等により公表するようお願いいたします。

また、学校の統合や新設、マンションの建設等により、通学路の状況が変わる場合などには、適宜点検を実施し、関係機関と連携した対策の検討・実施をお願いいたします。

（学校安全係）



事務連絡
令和5年4月5日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国公立大学法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

通学路における交通安全の確保の徹底について

千葉県八街市の事故を受け、「通学路における合同点検の実施について（依頼）」（令和3年7月9日付け3教参学第8号）に基づき、関係機関の連携による通学路の合同点検やその対策を講じていただき、令和5年2月7日付け「『通学路における合同点検』に関する令和4年12月末時点の実施状況の報告について（依頼）」に基づき対策の実施状況について報告していただいたところですが、この度、通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

今回の取りまとめの結果、全体で76,404箇所対策必要箇所のうち、61,637箇所（約80.7%）について対策が講じられました。なお、教育委員会・学校の対策必要箇所については、40,568箇所のうち、39,589箇所（約97.6%）について対策が講じられました。今後実施する予定の対策については、今年度末までに概ね完了できるよう引き続き可能な箇所から速やかに実施していただくようお願いします。

各学校や教育委員会におかれては、通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携した定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実の取組を継続して推進されていることと承知しております。併せて、地域住民等の協力を得るためにも、推進体制の構成や基本の方針（通学路交通安全プログラム）の内容、合同点検によって抽出した対策必要箇所（対策箇所図及び対策一覧表）等について、ホームページ等により公表するよう重ねてお願いします。また、学校の統合や新設、マンションの建設等により、通学路の状況が変わる場合などには、適宜点検を実施していただき、関係機関と連携した対策の検討・実施をお願いします。

各都道府県私立学校主管課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課及び附属学校を置く国公立大学法人担当課におかれては、引き続き教育委員会と連携しつつ、管下の学校及び所轄の学校に対し、推進体制に積極的に参画し通学路の安全確保の取組を進めるよう働きかけをお願いします。

加えて、各学校におかれては、児童生徒に対して、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるようにする等、一層の交通安全確保の取組を

推進していただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては域内の指定都市を除く市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学法人担当課におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対し、それぞれこの趣旨について周知くださるようお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
TEL：03-5253-4111(内線：2695)
E-mail：anzen@mext.go.jp

令和5年4月5日
文部科学省
国土交通省
警察庁**通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について**

令和3年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の市町村立小学校の通学路について、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、関係機関が対策を進めているところですが、令和4年12月末時点の取組状況を以下のとおり取りまとめました。

○通学路における交通安全の確保に向けた取組状況(令和4年12月末時点)^{※1}

		箇所数	うち対策済
対策必要箇所（全体数） ^{※2,3}		76,404	61,637
※4	教育委員会・学校による対策箇所	40,568	39,589
	道路管理者による対策箇所	39,219	26,337
	警察による対策箇所	16,996	16,103

※1 都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。

※2 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。

※3 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数（1,673箇所、うち対策済1,100箇所）を含む。

※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況（都道府県別内訳）

（令和4年12月末時点）

都道府県名 ※1	対策必要箇所 (全体数)※2,3		対策必要箇所数 実施機関別 ※4					
			教育委員会・学校		道路管理者		警察	
		対策済		対策済		対策済		対策済
北海道	1,845	1,707	1,625	1,618	492	359	299	294
青森県	691	537	522	482	269	128	129	120
岩手県	908	706	516	516	391	246	171	150
宮城県	1,600	1,314	1,288	1,264	539	322	357	331
秋田県	347	274	239	238	154	85	96	92
山形県	704	600	487	487	400	297	204	203
福島県	1,289	996	702	686	786	516	380	380
茨城県	1,860	1,432	699	669	798	535	523	452
栃木県	1,321	1,038	535	526	585	334	195	189
群馬県	1,039	926	421	420	597	493	418	415
埼玉県	4,581	3,112	2,370	2,356	2,967	1,406	855	734
千葉県	4,044	3,717	2,076	2,061	2,848	2,540	644	636
東京都	4,497	4,071	1,937	1,937	1,978	1,717	1,092	1,000
神奈川県	5,141	4,577	2,578	2,488	1,607	1,168	1,515	1,480
新潟県	2,129	1,682	1,567	1,437	778	448	272	263
富山県	899	553	266	258	572	263	138	132
石川県	808	736	383	379	449	382	229	226
福井県	416	348	130	130	240	177	96	95
山梨県	1,254	898	578	488	709	451	238	238
長野県	2,340	1,729	1,357	1,357	1,461	835	266	263
岐阜県	1,537	1,187	626	612	1,062	741	158	131
静岡県	1,101	995	608	596	564	495	256	240
愛知県	4,054	3,623	1,468	1,440	1,820	1,493	1,190	1,126
三重県	1,537	1,471	970	970	711	606	448	446
滋賀県	773	628	428	398	445	283	56	56
京都府	1,287	984	658	623	749	489	405	403
大阪府	3,891	3,206	1,724	1,590	1,765	1,207	1,337	1,333
兵庫県	2,867	2,275	1,858	1,819	1,613	1,141	549	502
奈良県	1,334	964	678	644	845	542	308	268
和歌山県	787	625	579	578	397	240	145	138
鳥取県	456	299	104	101	281	134	114	108
島根県	1,156	743	390	380	738	376	167	129
岡山県	1,423	1,167	833	832	651	466	398	334
広島県	1,535	1,073	674	651	887	499	268	258
山口県	975	747	972	969	576	362	258	245
徳島県	701	648	439	439	304	256	215	213
香川県	1,475	1,239	971	969	643	427	355	341
愛媛県	911	795	376	375	429	324	304	304
高知県	554	346	225	215	380	202	115	102
福岡県	2,365	1,871	1,035	1,033	1,367	917	470	449
佐賀県	814	405	181	176	679	268	64	59
長崎県	868	604	533	522	567	309	106	97
熊本県	1,742	1,455	1,198	1,181	684	417	467	457
大分県	923	712	889	889	525	341	142	141
宮崎県	1,016	806	347	347	561	355	195	188
鹿児島県	1,397	991	818	807	850	503	158	152
沖縄県	1,212	825	710	636	506	242	231	190
合計	76,404	61,637	40,568	39,589	39,219	26,337	16,996	16,103

※1 都道府県には、指定都市を含む。

※2 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合があるため、各実施機関による対策必要箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。

※3 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数（1,673箇所、うち対策済1,100箇所）を含む。

※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。